

# 資料編



## 用語解説

### あ行

#### ▶アイキャッチ・プロジェクト

不登校傾向にある斑鳩の児童・生徒の社会的自立を支えるためのプロジェクト。主として教育的予防の「未然防止」と治療的予防の「初期対応」の2つの柱で、不登校対策の充実をはかる。

#### ▶生きる力

子どもたちが、自らの将来や人間関係に不安を抱えることがないように、コミュニケーションや感性・情緒、知的活動の基盤である国語をはじめとした言語の能力の重視や体験活動の充実をはかることにより、子どもたちに、他者、社会、自然・環境とのかかわりのなかで、これらと共に生きる自分への自信をもたせること。

#### ▶医療的ケア児

医学の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な状態にある障害児のこと。

#### ▶インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

#### ▶オープンデータ

国や地方公共団体および事業者が保有する公共データのうち、誰もが容易に利用(加工、編集、再配布等)できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、住民参加・官民連携の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

### か行

#### ▶関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口\*」でもない、地域と多様に関わる人々をさす。

地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

#### ▶観光コンテンツ

観光情報、観光資源(人物・建築物・美術・歴史文化・自然)やイベント、特産品など。

#### ▶観光地域づくり法人(DMO)

DMO(Destination Management Organizationの略)は、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。

観光庁では、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人と規定されている。また、その役割・目的、ターゲットなどに応じて、広域連携DMO、地域連携DMO、地域DMOの3つの登録区分がある。

#### ▶完熟堆肥斑鳩の環

斑鳩町の枝葉・草類、生ごみから作った素材の有機物がよく分解・発酵した堆肥のこと。有機物がよく分解・発酵しないと、土の中で豊富な炭素を利用して急激に増殖する微生物が大量の窒素を消費し、作物の生育に必要な窒素が不足したり、根傷みする物質を出したりすることがある。また、家畜糞中に混ざっている雑草の種子を広げてしまうなどの可能性があるため、有機物は発酵させて堆肥にして施用する方法が昔から広く行われている。

### ▶郷土学習プログラム「いかるが楽(がく)」

町立小・中学校の9か年をかけて、「聖徳太子の『和』の心」と「斑鳩八景(斑鳩の文化・歴史・自然)」について学習する「郷土(ふるさと)学習」で活用する郷土学習教材のこと。子どもたちの郷土愛と豊かな感性や想像力を培うため、斑鳩町の伝統や歴史、文化を題材とする。

### ▶健康診査

「健康診査」は、特定の病気を検査するものではなく、特定健康診査など、健康状態を確認することを目的とした検査で、予防医学的には、病気の危険因子を早く見つけ、病気の発症を防ぐなどの予防措置をとることを目的とした1次予防検査となる。一方、「検診」は、がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん等)や歯科検診など、特定の臓器を検査することを目的とした場合の検査を指し、予防医学的には、病気の早期発見を目的とした2次予防検査となる。

### ▶建築協定

全国一律に定める建築基準法では満たされない、地域の個別的な事情や要望を反映するため、一定の区域内において、土地の所有者等の全員の合意によって建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠または建築設備などの建築物に関する基準を定めたもの。

### ▶5R

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方で、Rではじまる5つの行動のこと。Reduce(リデュース:ごみを減らす)、Refuse(リフューズ:不要なものは断る)、Reuse(リユース:繰り返し使う)、Repair(リペア:修理して使う)、Recycle(リサイクル:再生利用)。

### ▶合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口)を合計したもの。1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数とみなされる。

### ▶公民連携(官民連携)

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、PPP(Public Private Partnershipの略)とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上をめざすものとされている。

### ▶合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。

### ▶交流人口

その地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人(定住人口または居住人口)に対する概念である。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど、特に内容を問わないのが一般的である。

### ▶こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を一体化した、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担う。

### ▶コミュニティガーデン

街角の小広場などみんなで作るまちの庭づくりで、個人の庭とは違った新しい、より多くの楽しみや効果があるものとして、大切にしていこうとの考え方。「人と自然」「人と人」「人と地域」のよりよい関係づくりがテーマとなる。

### ▶コミュニティスクール(学校運営協議会制度)

学校と地域住民・保護者が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するためのしくみのこと。

## さ行

### ▶再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO<sub>2</sub>を排出しない(増加させない)」の3点。

### ▶自治体DX

地方自治体がデジタル技術を活用して、住民の利便性向上、行政サービスの効率化、持続可能な地域社会の実現をめざす取り組みのこと。

### ▶住宅セーフティネット

「住宅セーフティネット制度」に基づき登録され、住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、子育て世帯など)の入居を拒まない賃貸住宅。増え続ける空き家、空き室を活用する制度で、住宅補助もあり条件を整えば安価で借りることができ、生活相談や見守りなどのサポートも受けられる。

「住宅セーフティネット制度」は、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

### ▶集落営農

集落を単位として農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織。農業機械を共同で所有したり、作業を役割分担したりして効率化できる利点がある。

### ▶情報セキュリティポリシー

町において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。

### ▶ステークホルダー

企業・行政・NPO\*などの利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者。具体的には、消費者(顧客)、従業員、株主、債権者、仕入先、得意先、地域社会、行政機関など。

### ▶スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT\*)を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現などを推進している新たな農業のこと。スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化をさらにすすめることができるとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待できる効果がある。

### ▶性的マイノリティ

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のことで、レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心の性別と体の性別が異なる人)、などの人たちの総称として使われている。

### ▶成年後見人制度

認知症の高齢者や知的障害者等の精神上的の障害などによって判断能力が十分でない人を保護する制度。不当な取引などで損害を受けないように財産管理を後見人に委託するなどして保護するとともに、自己決定の尊重、残存能力の活用、プライバシーへの配慮がなされている。

### ▶ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

## た行

### ▶第二創業

経営者が入れ替わり、先代から受け継いだ事業を一新し、これまでチャレンジしてこなかった新たな領域に挑むこと、またはその事業のこと。

### ▶ 第三者承継

現経営者の親族や従業員・役員以外の、第三者によって事業を引き継ぐこと。

### ▶ 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

### ▶ 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成をはかるため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に設置されるもの。

### ▶ 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害・精神障害等により日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払いなどの援助を行う事業のこと。

### ▶ 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

### ▶ 地域林政アドバイザー制度

市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援をはかるもの。

### ▶ 地区計画

都市計画法第十二条の四第一項第一号に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

### ▶ 地籍調査

国土調査法に基づく調査の一つで、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目の調査や境界および地積に関する測量を行い、その結果を地籍図と地籍簿に作成する事業。

### ▶ 地産地消

地域で生産された農林水産物などを、その地域内で消費すること。

### ▶ 通級指導教室

小・中学校に通う比較的障害の程度が軽い子どもが、通常の学級に在籍しながらその子の障害特性に合った「通級による指導」という個別の指導を受けるための教室。

### ▶ デジタルトランスフォーメーション(DX)

デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを革新し、競争力を強化すること。

### ▶ デジタルマーケティング

インターネットやIT技術など「デジタル」を活用したマーケティング手法。

### ▶ テレワーク

Tele(離れて)とWork(仕事)を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT\*などを使って仕事をする事。

### ▶ 特定都市河川

都市部を流れる河川であって、河川整備等による浸水被害の防止が、市街化の進展等により、困難なものうち、国土交通大臣または都道府県知事が指定する河川のこと。大和川は令和3年12月に指定。特定都市河川に指定されることにより、流域における雨水貯留対策の強化や、水災害に対応したまちづくりとの連携等、流域一体となった浸水被害対策の推進をはかることが可能となる。

## な行

### ▶認定こども園

就学前児童に教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

### ▶ノーマライゼーション

「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす」という理念。

## は行

### ▶8050問題

80歳代の親が50歳代のひきこもりの子どもを経済的に支えている世帯が、介護や生活困窮の悩みを抱えたまま、助けを求められず社会から孤立してしまうこと。

### ▶ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言う。セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、その種類はさまざまだが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをさす。

### ▶避難支援等関係者

避難行動要支援者の居住する地域において、共助の理念に基づき、災害発生時には避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織や、避難所等での生活支援の実施などに携わる関係者のことをさす。斑鳩町避難行動要支援者支援計画に定めのある「斑鳩町関係部署、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織等」が該当する。

### ▶ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、乳幼児・児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

### ▶プログラミング教育

コンピュータが情報を処理するためのプログラムを設計することで、論理的な思考力・創造力を身につけることを目的とした教育。

### ▶フロントヤード改革

住民と行政の接点である「フロントヤード」をデジタル技術を活用して根本的に変革し、住民の利便性向上と職員の業務効率化を同時に実現すること。

### ▶ほ場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって生産性の向上をはかり、農村の環境条件を整備すること。

## や行

### ▶ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。

### ▶幼保小の架け橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期(義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現をはかり、一人ひとりの多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育むことをめざすもの。

## ら行

## ▶ 歴史的風致維持向上計画

歴史まちづくり法に基づき、歴史的風致の維持向上をはかろうとする市町村が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組みを支援するもの。

## わ行

## ▶ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## アルファベット

## ▶ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

## ▶ ICT（Information and Communication Technologyの略）

情報通信技術。通信技術を活用したコミュニケーションをさす。

## ▶ KPI（重要業績評価指標）（Key Performance Indicatorの略）

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

## ▶ LGBTQ

レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）とゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：心の性別と体の性別が異なる人）クエスチョニング（Questioning：自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字をとった総称。

## ▶ NPO（Non-Profit-Organizationの略）

非営利組織などと訳される。福祉、災害支援、地域づくりなどのさまざまな分野で、社会問題の解決や社会的サービスの提供などを目的とした活動を行う、営利目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれる。

## ▶ PDCAサイクル

「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる施策の展開につなげるしくみのこと。

## ▶ SNS（Social Networking Serviceの略）

人と人とのつながりを促進・サポートし、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、職業、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供している。

## 斑鳩町総合計画(後期基本計画)策定経過

		内 容	
令和 6年度		住民アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間:令和6年7月23日～8月13日</li> <li>・調査対象:町内に在住する18歳以上の方から無作為に抽出した2,000人</li> <li>・回収状況:有効回収数票961票 有効回収率 48.1%</li> </ul>
		子ども向けアンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間:令和6年度夏休み期間中</li> <li>・調査対象:町立学童保育室を利用している児童</li> <li>・回答者数:334人</li> </ul>
令和 7年度	4月	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・第5次斑鳩町総合計画後期基本計画策定の進め方</li> <li>・後期基本計画策定に向けた前期基本計画のとりまとめ</li> </ul>
	7月	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次斑鳩町総合計画後期基本計画(素案)の検討</li> </ul>
	8月	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間:8月18日～9月17日</li> <li>・意見提出状況:3件(2名)</li> </ul>
	10月	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次斑鳩町総合計画後期基本計画(原案)の検討</li> </ul>
	1月	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次斑鳩町総合計画後期基本計画(原案)の確定</li> <li>・答申</li> </ul>

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 7

重点施策

資料編

## 斑鳩町総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	略歴等
会長	森下 暁	元大阪市副市長 町協働のまちづくり推進委員会委員長 町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会副委員長 町歴史まちづくり推進協議会副会長
職務代理者	大方 美香	大阪総合保育大学 大学院教授・学長 町男女共同参画推進委員会会長
委員	井上 雅仁	観光地域づくり法人(地域DMO)斑鳩産業株式会社 代表取締役社長
委員	中西 達也	弁護士 町政治倫理審査会会長 町公文書開示審査会会長
委員	平林 威久子	技術士(都市計画) 一級建築士 町都市計画審議会委員
委員	福島 章芳	いかるが車輛代表 町商工会理事
委員	三木 美香	畿央大学准教授 町子ども・子育て会議会長
委員	吉村 文男	特定非営利活動法人「虹の家」施設長
委員	上田 尚史	公募委員
委員	湯川 美和	公募委員

※順不同・敬称略

基本  
目標  
1基本  
目標  
2基本  
目標  
3基本  
目標  
4基本  
目標  
5基本  
目標  
6基本  
目標  
7重点  
施策資料  
編

## 斑鳩町総合計画についての諮問

斑鳩町総合計画審議会  
会長 森下 暁 様

斑政財第15号  
令和7年4月18日

斑鳩町長 中西 和夫

### 斑鳩町総合計画について(諮問)

斑鳩町総合計画審議会条例(平成11年条例第1号)第2条の規定に基づき、  
次のとおり諮問します。

#### 諮 問

第5次斑鳩町総合計画後期基本計画の策定に関する事項について、貴審議会の  
調査及び審議を求めます。

## 斑鳩町総合計画についての答申

斑鳩町長  
中西 和夫 様

令和8年1月28日

斑鳩町総合計画審議会  
会長 森下 暁

## 第5次斑鳩町総合計画後期基本計画について(答申)

令和7年4月18日付、斑政財第15号により本審議会に諮問された第5次斑鳩町総合計画後期基本計画について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

当審議会においては、第5次斑鳩町総合計画基本構想に基づき、計画策定後の5年間の社会情勢の変動をふまえ、社会課題の多様化に対応しつつ、「斑鳩らしさ」を損なわない横断的な推進を軸にした審議を重ねました。

今後、計画の推進にあたっては、特に下記の事項に留意され、斑鳩町がめざす『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』の実現がはかられるよう要望します。

## 記

1. 本計画に基づくまちづくりを実現するため、本計画の趣旨と内容をさまざまな機会を通じて広く周知し、住民との情報の共有をはかるよう努められたい。
2. 各施策に掲げる「目標とする姿」の実現にむけて、庁内の関係課のみならず、関連する住民・事業者等と共有し、連携をはかりながら事業を推進されたい。
3. PDCAサイクルによる計画の進行管理を徹底し、社会環境や経済情勢の変化等に柔軟に対応しつつ、適切かつ弾力的な取組みをすすめるための推進体制の整備・運用に努められたい。
4. 斑鳩らしさを体現する景観・歴史・地域資源を尊重し、常に住民の視点に立った行政の対応に努められたい。

# 斑鳩町総合計画審議会条例

平成11年3月19日  
条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、斑鳩町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、斑鳩町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員は、諮問を受けた審議が終了し、町長への答申がなされた時点をもつて任務を終わる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は公開を原則とし、会長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部政策財政課が所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年条例第8号)

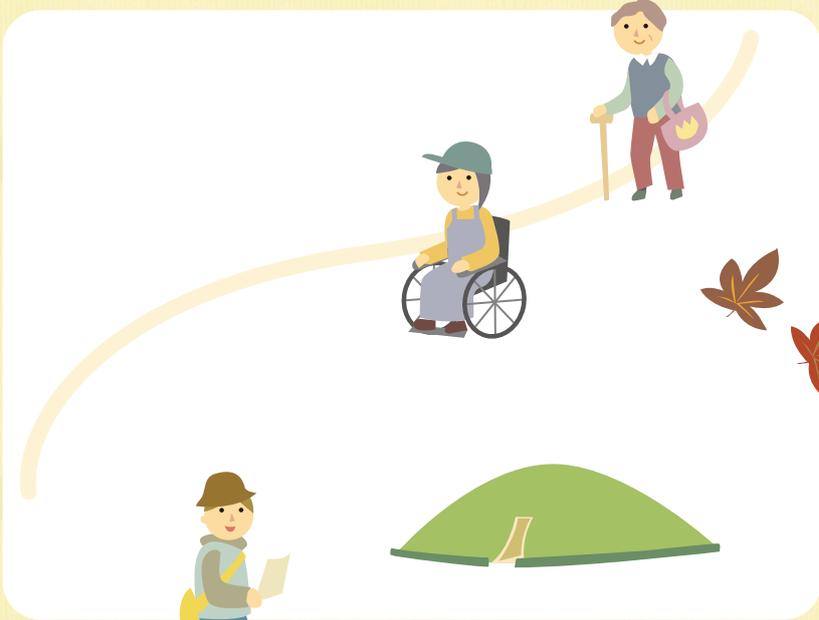
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成27年条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



第5次斑鳩町総合計画後期基本計画  
—まちづくりの基本施策—

発行:斑鳩町 2026年(令和8年)3月  
〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号  
TEL:0745-74-1001(代表) FAX:0745-74-1011  
<https://www.town.ikaruga.nara.jp>